

改 定 案	現 行 告 示
<p>第四略 一 略 イ 略 ロ 上部構造に作用する荷重及び外力を、免震材料のみによつて安全に下部構造に伝える構造とすること。ただし、暴風により生ずる免震層の著しい変位を防止するための措置を講じ、かつ、地震に対して安全に支障のないことを確かめた場合であつては、当該措置に必要な部材を設けることのできる。</p> <p>ハト 略 二 略 イ 令第二章第二節から第七節の二までの規定（令第四十一条第二項本文及び第百五十七条第五項、第六十一条の四第五項（基礎及び基礎はり）に關する部分に限る。）、第六十六条、第七十八条の二（第一項第二号）基礎及び基礎はりに關する部分に限り、第七十九条の四及び昭和五十八年建設省令第百二十五号第百一十号第六号（基礎及び基礎はりに關する部分に限る。）、平成十二年国土交通省令第百二十五号第五（基礎及び基礎はりに關する部分に限る。）、平成十二年国土交通省令第百四十四号第三号、平成十二年国土交通省令第百四十一号第三号、平成十四年国土交通省令第百四十九号第四（平成十四年国土交通省令第百四十一号第三号（基礎に關する部分に限る。）並びに平成十四年国土交通省令第百六十七号第三項を除く。）に適用すること。</p>	<p>第四略 一 略 イ 略 ロ 上部構造に作用する荷重及び外力を、免震材料のみによつて安全に下部構造に伝える構造とすること。</p> <p>ハト 略 二 略 イ 令第二章第二節から第七節の二までの規定（令第四十一条第二項本文及び第百五十七条第五項、第六十一条の四第五項（基礎及び基礎はりに關する部分に限る。）、第六十六条、第七十八条の二（第一項第二号）基礎及び基礎はりに關する部分に限り、第七十九条の四及び昭和五十八年建設省令第百二十五号第百一十号第三号、昭和五十八年建設省令第百三十九号第五（基礎及び基礎はりに關する部分に限る。）、昭和六十一年建設省令第百五十九号第三（基礎に關する部分に限る。）並びに昭和六十一年建設省令第百九十八号第六号（基礎及び基礎はりに關する部分に限る。）を除く。）に適用すること。</p>

ロ ホ 略

へ 下部構造及び周囲の構造物その他の物件との水平距離を、上部構造の部分については、次の表に掲げる当該部分の周囲の使用の状況に応じた距離以上とする。

	周囲の使用状況	距離(単位:メートル)
(一)	通行の用に供する場合	一・一
(二)	掲げる場合以外で人の通行がある場合	〇・五
(三)	及び(二)に掲げる場合以外の場合	〇・四

ト 略

三 略

四 免震建築物の周囲に安全上支障のある空隙を生ずるおそれのないものとする。

五 略

六 暴風により生ずる免震層の著しい変位を防止するための措置を講じた場合は、これは、構造耐力上安全であることとを確かめることとする。

七 略

第五 第四に定める免震建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち、耐久性等関係規定として指定する基準は、第四第一号イ、ロ及びハ(1)並びに第四号から第七号まで、第六に規定する構造計算を行う場合戸にあつては、更に第二第三号並びに第四第一号ハ(3)及び第二号ハの規定を含むものとする。

ロ ホ 略

へ 周囲の構造物等及び隣地境界線との間隔を五十センチメートル以上とする。

ト 略

三 略

四 出入口その他の見やすい場所に、免震建築物であることその他必要な事項を表示することとする。

五 略

第五 第四に定める免震建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち、耐久性等関係規定として指定する基準は、第四第一号イ、ロ及びハ(1)並びに第四号から第七号まで、第六に規定する構造計算を行う場合戸にあつては、更に第二第三号並びに第四第一号ハ(3)及び第二号ハの規定を含むものとする。

第六 令第八十一条第二項第 号ただし書きに規定する限界耐力計算と同等以上に免震建築物の安まきを確かめることができる構造計算は、次項から第五項までに定める基準に従った構造計算とする。

2) 免震層については、次に定める構造計算を行うこと。

- 一 地震時及び暴風時を除き、令第八十一条第一号から第二号まで（地震又は暴風に係る部分を除く。）に定めるところによること。この場合において免震材料の許容応力度は、第八項に定めるところによるものとする。
- 二 暴風時を除き、令第八十一条の六第 号（暴風に係る部分を除く。）に定めるところによること。この場合において、免震材料の材料強度は、第七項に定めるところによるものとする。

三略
四略

$$m \delta d = \beta \delta u$$

この式において、 m 、 d 、 β 及び δu は、それぞれ次の数値を表すものとする。

m 、 d 各免震材料の設計限界変形

β 各免震材料の荷重の支持条件に関する係数で、免震材料の種類に応じた表に掲げる数値。ただし、免震材料に作用する荷重に関する変形特性を適切に考慮し、安主支障のないことが確認された場合においては、この限りでない。

免震材料の種類		β の数値
支承材	弾性系	〇・八

第六 令第八十一条第二項第 号ただし書きに規定する限界耐力計算と同等以上に免震建築物の安まきを確かめることができる構造計算は、次に定める基準に従った構造計算とする。

- 一 地震時を除き、令第八十一条第一号から第二号まで（地震に係る部分を除く。）に定めるところによること。この場合において、免震材料の許容応力度は、次項に定めるところによるものとする。
- 二 令第八十一条の六第 号に定めるところによること。この場合において、免震材料の許容応力度は、第三項に定めるところによるものとする。ただし、上部構造が第四第 号イ、ロ及びトの規定は、下部構造が第三及び第四第 号の規定に適用している場合は、上部構造及び下部構造については令第八十一条の六第 号に定める計算を要しない。

三略
四略

$$m \delta d = \beta \delta u$$

この式において、 m 、 d 、 β 及び δu は、それぞれ次の数値を表すものとする。

m 、 d 各免震材料の設計限界変形

β 各免震材料の荷重の支持条件に関する係数で、免震材料の種類に応じた表に掲げる数値。ただし、免震材料に作用する荷重に関する変形特性を適切に考慮し、安主支障のないことが確認された場合においては、この限りでない。

免震材料の種類		β の数値
支承材	弾性系	〇・八

減衰材	すべり系及び転がり系	風に対する数値	—	○
		地震に対する数値	—	○・九
復元材		風に対する数値	—	○
		地震に対する数値	—	○

δu 第九項に定める免震材料の水平基準変形 (単位 メートル)

五 地震により免震層を生ずる水平方向の最大の層間変位 (以下「免震層の地震応答変位」という。) を次に定めるところによって計算し、当該地震応答変位が、免震層の設計限界変位を超えないことを確かめること。

イ・ロ 略

ハ 免震層の地震応答変位を、次の式によって計算すること。

$$\delta_r = 1.1 \delta_r'$$

この式において、 δ_r 及び δ_r' はそれぞれ次の数値を表すものとする。

δ_r 免震層の地震応答変位 (単位 メートル)

δ_r' 略

六 暴風により免震層を生ずる水平方向の最大の層間変位 (以下「免震層の風

応答変位」という。) を次に定めるところによって計算し、免震層の設計限界変位を超えないことを確かめること。この場合において、第四第一号ロただし書の規定に基づき講じた措置によって免震層の風応答変位の最大値が別に定まる場合にあつては、当該最大値を免震層の風応答変位とすることがで

減衰材	すべり系及び転がり系	風に対する数値	—	○
		地震に対する数値	—	○・九
復元材		風に対する数値	—	○
		地震に対する数値	—	○

δu 第九項に定める免震材料の水平基準変形 (単位 メートル)

五 地震により免震層を生ずる水平方向の最大の層間変位 (以下「免震層の地震応答変位」という。) を次に定めるところによって計算し、当該地震応答変位が、免震層の設計限界変位を超えないことを確かめること。

イ・ロ 略

ハ 免震層の地震応答変位を、次の式によって計算すること。

$$\delta_r = 1.1 \delta_r'$$

この式において、 δ_r 及び δ_r' はそれぞれ次の数値を表すものとする。

δ_r 免震層の応答変位 (単位 メートル)

δ_r' 略

六 上部構造と当該建築物の下部構造及び周囲の構造物その他の物件との水平

距離が、それぞれ前号に規定する免震層の応答変位の一・二五倍以上で、かつ、当該応答変位に○・二メートルを加えた数値以上の数値 (当該建築物とその周囲の構造物等との間の空間を通行の用に供する場合においては、更に○・六メートルを加えた数値とする。) であることを確かめること。

きる。

イ 暴風時に建築物に作用する風圧力を、令第八十七条の規定によって計算した風圧力の一・六倍の数値として計算すること。

ロ 建築物にイに規定する風圧力並びに令第三章第八節第二款に規定する荷重及び外力（令第八十七条に規定する風圧力を除き、暴風時に建築物に作用するものに限る。）が作用する場合に免震層に生ずる水平方向の力を計算すること。

ハ 免震層の風応答変位を、免震層に漸増する水平力を加える場合において、当該水平力がロに規定する力に達するときの免震層の変形として求めること。

七 十 略

3 上部構造について、次に定めるところにより構造計算を行うこと。ただし、法第二十条第二号の規定に該当しないものとした免震建築物において、上部構造が第四第二号イ及びロの規定に適合し、かつ、第一号の規定の式によって計算した上部構造の最下階における地震層せん断力係数が〇・二以下の数値となる場合にあつては、第一号及び第二号の規定については、この限りでない。

一 令第八十二条第一号から第三号までに定めるところによること。この場合において、令第八十八条に定めるところにより地震力を計算するに当たつては、同条第一項中「建築物の地上部分」とあるのは「免震建築物のうち下部構造を除いた部分」と読み替えるものとし、地震層せん断力係数は、次の式によって計算するものとする。

(式 略)

二 令第八十二条の六第二号に定めるところによること。ただし、上部構造が第四第二号イ及びロの規定に適合する場合にあつては、この限りでない。

三 上部構造の各階の層間変形角（第一号の地震力によって各階に生ずる層間

七 十 略

十一 上部構造について、次に定めるところにより構造計算を行うこと。

イ 地震時に限り、令第八十二条第一号から第三号までに定めるところによること。この場合において、令第八十八条に定めるところにより地震力を計算するに当たつては、同条第一項中「建築物の地上部分」とあるのは「免震建築物のうち下部構造を除いた部分」と読み替えるものとし、地震層せん断力係数は、次の式によって計算するものとする。

(式 略)

ロ 上部構造の各階の層間変形角（イの地震力によって各階に生ずる層間変

三・四 略

二 令第八十二条の六第二号に定めるところによること。ただし、第三及び第四第三号の規定に適合している場合にあつては、この限りでない。

四 第三号の規定に適合している場合にあつては、この限りでない。

一 地震時を除き、令第八十二条第一号から第三号まで（地震に係る部分を除く。）に定めるところによること。

4 下部構造について、次に定めるところにより構造計算を行うこと。

七 令第八十二条の五の規定によること

六 令第八十二条第四号の規定によること

(一)	通行の用に供する場合	周囲の使用状況	距離（単位：メートル）
(二)	（一）に掲げる場合以外の人々の通行のある場合		○・八
(三)	（一）及び（二）に掲げる場合以外の場合		○・一

位以上であることを確かめること。

五 下部構造及び周囲の構造物その他の物件との水平距離が、上部構造の部分ごとに、それぞれ免震層の地震応答変位に次の表に掲げる当該部分の周囲の使用状況に応じた距離を加えた数値以上であること及び免震層の風応答変

四 上部構造の最下階の床版が水平力によつて生ずる力に対して、構造耐力上有効に免震層に伝えることを確かめること。

変位の当該各階の高さに対する割合をいう。）が三百分の一（上部構造の高さが十三メートル以下であり、かつ、軒の高さが九メートル以下である場合にあつては、二百分の一）以内であることを確かめること。

2 略。

十二・十三 略

十四 令第八十二条の五の規定によること

十五 略

位の当該各階の高さに対する割合をいう。）が三百分の一（上部構造の高さが十三メートル以下であり、かつ、軒の高さが九メートル以下である場合にあつては、二百分の一）以内であることを確かめること。

許容応力度	種類	
	圧縮	せん断
長期に生ずる力に対する許容 応力度（単位 一平方ミリメ ートルにつきニュートン）	$F_c/3$	F_{s1}
短期に生ずる力に対する許容 応力度（単位 一平方ミリメ ートルにつきニュートン）	$2F_c/3$	F_{s2}
減衰材	—	F_{s1}
復元材	—	F_{s1}
支承材	$F_c/3$	F_{s1}

この表において、 F_c 、 F_{s1} 及び F_{s2} は、それぞれ次の数値を表すものとする。
 F_c 支承材の鉛直基準強度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）
 F_{s1} 免震材料に当該免震材料の水平基準変形の三分の一の変形を与えた時の水平方向の応力度又は水平基準変形を与えた時の水平方向の応力度を三で除した数値（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）
 F_{s2} 免震材料に当該免震材料の水平基準変形の三分の二の変形を与えた時の水平方向の応力度又は水平基準変形を与えた時の水平方向の応力度を一・五で除した数値（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）

7
9
略

許容応力度	種類	
	圧縮	せん断
長期に生ずる力に対する許容 応力度（単位 一平方ミリメ ートルにつきニュートン）	$F_c/3$	F_{s1}
短期に生ずる力に対する許容 応力度（単位 一平方ミリメ ートルにつきニュートン）	$2F_c/3$	F_{s2}
減衰材	—	F_{s1}
復元材	—	F_{s1}
支承材	$F_c/3$	F_{s1}

この表において、 F_c 、 F_{s1} 及び F_{s2} は、それぞれ次の数値を表すものとする。
 F_c 支承材の鉛直基準強度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）
 F_{s1} 免震材料に定める当該免震材料の水平基準変形の三分の一の変形を与えた時の水平方向の応力度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）
 F_{s2} 免震材料に定める当該免震材料の水平基準変形の三分の二の変形を与えた時の水平方向の応力度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）

3
5
略